

長野県地域防災計画

その他災害対策編

雪害対策編

航空災害対策編

鉄道災害対策編

危険物等災害対策編

令和4年度修正(案)

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 雪害に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 雪害に強い県づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア【県、市町村及び関係機関が実施する計画】</u></p> <p>県、市町村及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>イ【県が実施する計画】（全部局）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>ウ【市町村が実施する計画】</u></p> <p>（略）</p> <p>14 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア【県が実施する計画】（危機管理部・健康福祉部・警察本部）</u></p> <p>（ア） 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。<u>特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図る。</u></p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。</p> <p>a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識</p> <p>b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及</p> <p>c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意</p> <p>d 屋根の雪下ろしの際の転落防止への注意</p> <p>（略）</p> <p><u>イ【市町村が実施する計画】</u></p> <p>降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。<u>特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図るものとする。</u></p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体</p>	<p style="text-align: center;">第1節 雪害に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 雪害に強い県づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>ア【県が実施する計画】（全部局）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>イ【市町村が実施する計画】</u></p> <p>（略）</p> <p>14 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア【県が実施する計画】（危機管理部・健康福祉部・警察本部）</u></p> <p>（ア） 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。</p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。</p> <p>a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識</p> <p>b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及</p> <p>c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意</p> <p>d 屋根の雪下ろしの際の転落防止への注意</p> <p>（略）</p> <p><u>イ【市町村が実施する計画】</u></p> <p>降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。</p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整えるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

制を整えるものとする。		
-------------	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 気象警報・注意報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統</p> <p>伝達は他の気象警報・注意報と同様に行われるが、県においては、以下のとおり行う。</p> <pre> graph TD A[長野地方気象台] -.-> B[地域振興局 (総務管理・環境)課] A -.-> C[建設事務所] A -.-> D[保健福祉事務所 その他関係機関] A -.-> E[危機管理部] A -.-> F[市内各課] A -.-> G[市町村] A -.-> H[広報県民課] A -.-> I[各課] E -- "防災行政無線 FAX" --> B E -- "防災行政無線 FAX" --> C E -- "防災行政無線 FAX" --> D E -- "防災行政無線 FAX" --> G E -- "内線 FAX" --> F E -- "使走" --> H H -- "市内放送" --> I B -.-> G C -.-> G D -.-> G G -- "特別警報発表時は住民等 に対し周知の措置をとる" --> J[住民等] A -.-> K[特別警報発表時は併せて電話に より確実な伝達を行う] </pre>	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 気象警報・注意報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統</p> <p>伝達は他の気象警報・注意報と同様に行われるが、県においては、以下のとおり行う。</p> <pre> graph TD A[長野地方気象台] -.-> B[地域振興局 (総務管理)課] A -.-> C[建設事務所] A -.-> D[保健福祉事務所 その他関係機関] A -.-> E[危機管理部] A -.-> F[市内各課] A -.-> G[市町村] A -.-> H[広報県民課] A -.-> I[各課] E -- "防災行政無線 FAX" --> B E -- "防災行政無線 FAX" --> C E -- "防災行政無線 FAX" --> D E -- "防災行政無線 FAX" --> G E -- "内線 FAX" --> F E -- "使走" --> H H -- "市内放送" --> I B -.-> G C -.-> G D -.-> G G -- "特別警報発表時は住民等 に対し周知の措置をとる" --> J[住民等] A -.-> K[特別警報発表時は併せて電話に より確実な伝達を行う] </pre>	<p>修正理由・備考</p> <p>組織改正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 機動的な情報収集活動を行うための航空機、無人航空機、<u>車</u>輛、画像情報収集の整備を行う。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 松本空港の離着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図るものとする。 <u>(東京航空局)</u></p> <p>(略)</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 住民から消防機関等を通じた災害情報を、<u>東京航空局</u>や救難調整本部へ伝達する方法等をあらかじめ定めておく。(危機管理部、企画振興部、警察本部)</p>	<p style="text-align: center;">第1節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 機動的な情報収集活動を行うための航空機、無人航空機車輛、画像情報収集の整備を行う。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 松本空港の離着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、<u>東京航空局との連携により</u>可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図るものとする。<u>(国土交通省東京航空局松本空港出張所(以下「CAB」(Civil Aviation Bureau)という。))</u></p> <p>(略)</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 住民から消防機関等を通じた災害情報を、<u>CAB</u>や救難調整本部へ伝達する方法等をあらかじめ定めておく。(危機管理部、企画振興部、警察本部)</p>	<p>句読点の修正</p> <p>CAB閉所に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 災害応急体制の整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2)実施計画</p> <p>【県が実施する計画】</p> <p>ウ 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。(危機管理部)</p>	<p style="text-align: center;">第2節 災害応急体制の整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2)実施計画</p> <p>【県が実施する計画】</p> <p>ウ 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、風水害対策編第2章第4節「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。(危機管理部)</p>	<p>誤字の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 情報の収集・連絡・通信の確保</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 関係市町村等への連絡等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) 松本空港の離着陸機の事故を覚知した場合及び長野県内の航空機の災害発生情報を得た場合は速やかに県への連絡を行うものとする。<u>(東京航空局)</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 情報の収集・連絡・通信の確保</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 関係市町村等への連絡等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) 松本空港の離着陸機の事故を覚知した場合及び<u>東京航空局から</u>長野県内の航空機の災害発生情報を得た場合は速やかに県への連絡を行うものとする。<u>(CAB)</u></p>	<p>CAB閉所に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第4節 関係者等への情報伝達活動</p> <p>航空災害における連絡体制 (1) 航空事故情報等の連絡</p>	<p style="text-align: center;">第4節 関係者等への情報伝達活動</p> <p>航空災害における連絡体制 (1) 航空事故情報等の連絡</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>C A B 閉所に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置をとる。 3 県、市町村及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。 4 県、市町村及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。 5 県、市町村、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な対応方法の確立に努める。 7 鉄道事業者は、事故復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。 	<p style="text-align: center;">第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置をとる。 3 県、市町村及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。 4 県、市町村及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。 5 県、市町村、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な対応方の確立に努める。 7 鉄道事業者は、事故復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。 	<p>脱字の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【県、市町村及び鉄道事業者が実施する対策】</p> <p>(イ) 発見又は連絡に基づき、県及び市町村はただちに、警戒体制の強化、<u>避難指示の発令</u>、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【県及び東海旅客鉄道㈱が実施する対策】</p> <p>(イ) 発見又は連絡に基づき、県はただちに、警戒体制の強化、<u>避難指示の発令</u>、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【県、市町村及び鉄道事業者が実施する対策】</p> <p>(イ) 発見又は連絡に基づき、県及び市町村はただちに、警戒体制の強化、<u>避難勧告</u>、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【県及び東海旅客鉄道㈱が実施する対策】</p> <p>(イ) 発見又は連絡に基づき、県はただちに、警戒体制の強化、<u>避難勧告</u>、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>

新				旧				修正理由・備考	
第5節 関係者等への情報伝達活動				第5節 関係者等への情報伝達活動				組織改正に伴う修正 電話番号の修正	
J R 東 海		長 野 県		J R 東 海		長 野 県			
中 央 線	東海鉄道事業本部 工務部 工事課	TEL 052-564-2486 FAX 052-564-2486	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184 FAX 026-233-4332	東海鉄道事業本部 工務部 工事課	TEL 052-564-2486 FAX 052-564-2486	危機管理部 危機管理防災課		TEL 026-235-7184 FAX 026-233-4332
	木曾福島工務区 (塩尻・十二兼間 234K982m ~ 304K100m)	TEL 0264-22-2231 FAX 0264-24-3028			木曾福島工務区 (塩尻・十二兼間 234K982m ~ 304K100m)	TEL 0264-22-2231 FAX 0264-24-3028			
	中津川工務区 (十二兼・坂下間 304K100m ~ 317K650m)	TEL 0573-66-1311 FAX 0573-66-6749	木曾地域振興局 <u>総務管理・環境課</u> (管轄地区：木曾郡)	TEL 0264-25-2213 FAX 0264-23-2583	中津川工務区 (十二兼・坂下間 304K100m ~ 317K650m)	TEL 0573-66-1311 FAX 0573-66-6749	木曾地域振興局 <u>総務管理課</u> (管轄地区：木曾郡)		TEL 0264-25-2213 FAX 0264-23-2583
	☆緊急時・夜間連絡先				☆緊急時・夜間連絡先				
J R 東海総合指令所	TEL 052-564-2466 FAX 052-564-2345	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184	J R 東海総合指令所	TEL 052-564-2466 FAX 052-564-2345	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184		
		木曾地域振興局 (代表番号で衛視が対 応)	TEL 0264-24-2211			木曾地域振興局 (代表番号で衛視が対 応)	TEL 0264-24-2211		
飯 田 線	飯田支店	TEL 0265-22-7082 FAX 0265-21-1006	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184 FAX 026-233-4332	飯田支店	TEL 0265-22-7082 FAX 0265-21-1006	危機管理部 危機管理防災課		TEL 026-235-7184 FAX 026-233-4332
	新城工務区 (小和田・中井侍間 85K737m ~ 85K900m)	TEL 0536-23-6300 FAX 0536-23-6392	南信州地域振興局 総務管理課 (管轄地区： 飯田市・下伊那郡)	TEL 0265-53-0402 FAX 0265-53-0404	新城工務区 (小和田・中井侍間 85K737m ~ 85K900m)	TEL 0536-23-6300 FAX 0536-23-6392	南信州地域振興局 総務管理課 (管轄地区： 飯田市・下伊那郡)		TEL 0265-53-0402 FAX 0265-53-0404
	飯田工務区 (小和田・辰野間 85K900m ~ 195K520m)	TEL 0265-22-1144 FAX 0265-22-5054	上伊那地域振興局 総務管理課 (管轄地区：伊那市・駒 ヶ根市・上伊那郡)	TEL 0265-76-680 3 FAX 0265-76-6804	飯田工務区 (小和田・辰野間 85K900m ~ 195K520m)	TEL 0265-22-1144 FAX 0265-22-5054	上伊那地域振興局 総務管理課 (管轄地区：伊那市・駒 ヶ根市・上伊那郡)	TEL 0265-76-680 2 FAX 0265-76-6804	
	☆緊急時・夜間連絡先				☆緊急時・夜間連絡先				
J R 東海総合指令所	TEL 052-541-1263 FAX 052-564-2617	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184	J R 東海総合指令所	TEL 052-541-1263 FAX 052-564-2617	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184		
		上伊那地域振興局(代 表番号で衛視が対応)	TEL 0265-78-2111			上伊那地域振興局(代 表番号で衛視が対応)	TEL 0265-78-2111		

			南信州地域振興局(代表番号で衛視が対応)	TEL 0265-23-1111				南信州地域振興局(代表番号で衛視が対応)	TEL 0265-23-1111	
--	--	--	----------------------	------------------	--	--	--	----------------------	------------------	--